

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | 担当課 | 自然保護課 | 検索番号 | 1-3 |
|---|-------------------|------|----------------|------|-----|
| 法令名 | 自然公園法 | 根拠条項 | 第16条第4項 (第12条) | | |
| 許認可等 | 国立公園事業者たる地位の承継の承認 | | | | |
| <p>(根拠規定)</p> <p>国立公園事業取扱要領及び県立自然公園事業取扱要領について(令和6年5月24日付け6自然第100号県民環境部長通知)</p> <p>「国立公園事業執行等取扱要領 (令和4年4月1日 環自国発第22040111号)」</p> <p>第23 (譲渡による承継の承認の審査基準)、第25条 (合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)、第27 (相続による承継の承認の審査基準)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>「国立公園事業執行等取扱要領 (令和4年4月1日 環自国発第22040111号)」</p> <p>(譲渡による承継の承認の審査基準)</p> <p>第23</p> <p>1 法第12条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、宿舎に関する国立公園事業であって、分譲型ホテル等に係る通知に定める基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。</p> <p>(3) 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(4) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(5) 譲受人が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(6) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(7) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> <p>2 1(4)に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添4「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第2節第12関係)によるものとするものとする。</p> <p>3 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。</p> <p>(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)</p> <p>第25</p> <p>1 法第12条第2項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 法第10条第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者(以下「国立公園事業者」という。)である法人の合併又は分割により、申請者等に国立公園事業の全部が承継されていること。</p> <p>(2) 申請者等が、当該申請等に係る国立公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。</p> <p>(3) 申請者等が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用</p> | | | | | |

に供するための権原を有していること。

(4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認の審査基準)

第27

1 法第12条第3項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

(1) 国立公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国立公園事業の全部が承継されていること。

(2) 相続人が2人以上ある場合にあつては、申請に係る国立公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。

(3) 申請者が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。

(4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。

2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(その他)